

居宅介護支援事業所 ムゲン

運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社みはり（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員およびその他の従業員（以下「介護支援専門員」という）が要介護状態（要支援状態含む）にある利用者に対し、その心身の状況に応じて適切な指定居宅介護支援を提供する。

(事業所の名称等)

第2条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 居宅介護支援事業所 ムゲン
2. 所在地 徳島県徳島市鮎喰町一丁目 12 番地の 12

(運営の方針)

第3条

1. 指定居宅介護支援の目的

居宅において、安全・安心な日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスの適切な利用の支援、居宅サービス計画の・その他の便宜の提供を目的とする。

2. 指定居宅介護支援事業所の運営方針

- ① 要介護状態の軽減・悪化の防止等、重度化状態になることの予防に努める。
- ② 自立した日常生活ができるよう配慮する。
- ③ 利用者やその家族に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行い、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
- ④ 利用者の心身の状況、環境などに応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスの提供及び、幅広い社会資源・多様な事業所からの総合的かつ効率的なサービスを提供する。
- ⑤ 市町、地域包括支援センター、地域、介護保険施設、他の介護支援事業所など保険者との連携を行う。
- ⑥ 医療・介護サービス事業者と十分な連携を行う。
- ⑦ 自らの居宅介護支援の質の評価・向上に努める。

(従業者の職種・人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤・介護支援専門員兼務・主任介護支援専門員）

管理者の職務内容は当該事業所の従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2. 介護支援専門員 1名以上

厚生労働大臣の定めるところによる人員に関する基準に基づき、介護支援専門員を配置する。

介護支援専門員の業務内容は、面接相談、居宅サービス計画の作成、サービス実施状況の把握・評価、関係事業所等の連絡調整、その他の便宜の調整等、指定居宅介護支援の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜から金曜日までとし、お盆期間（8月12日から8月15日）

年末年始（12月29日から1月3日）、国民の祝日を除く。

2. 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(居宅サービス計画の作成及び評価の方法)

第6条

1. 居宅サービス計画の作成に当たって、介護支援専門員は利用者の居宅、または利用者が利用する医療機関及びサービス事業所にて相談を受ける。

2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成した際には、その内容について利用者に同意を得たうえで、当該居宅サービス計画書を利用者及び主治医・関連サービス事業所に交付する。

3. 介護支援専門員は、居宅サービス計画書の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、アセスメントツール（居宅サービス計画ガイドライン）を使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて、特段の事情がない限り、次に定めるとおり行う。

1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。また、実施状況の把握・サービス事業所の意見を聞き記録する。

4. 要介護更新認定、要介護区分変更認定等をうけた場合においては、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更の必要性について、各担当者の専門的見地からの意見を求める。

5. 指定居宅介護支援事業所及びその管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業所などによるサービスを位置

- づける旨の指示を行わない。
6. 居宅サービス計画等利用者に関する記録は、5年間保管する。
 7. 利用者の住む地域の社会資源の情報を把握し連携を図る。
 8. 利用者の課題分析を行うためサービス事業所へ個別サービス計画の提出依頼を行う。
 9. 地域ケア会議等への協力を行う。

(給付管理)

第7条 居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行い、サービス実績を確認した上で、毎月の給付管理表を作成し、徳島県国民健康保険団体連合会へ提出する。

(利用料、その他の費用)

第8条 指定居宅介護支援事業の提供に係る利用料は次のとおりとする。

1. 利用料は、介護保険の告示上の額とし、重要事項説明書で示す。
2. 利用者の選定により、通常の事業実施地域の境界を越えて指定居宅介護支援を行う場合でも、実費費用は徴収しない。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、徳島市、鳴門市、板野郡松茂町、北島町、藍住町とする

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

1. 事故の発生及び事故に際して対応した処置等を記録する。
2. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

1. 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問もしくは紹介に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
2. 事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着

型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

3. 事業所は利用者・家族からの苦情を受けた場合は、当該苦情の内容を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。
4. 事業所は指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護及び秘密保持)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

1. 事業所が知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する。

1. 管理者を実施担当者とする。
2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会、研修を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 虐待等を発見した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

1. 居宅介護支援専門員は、身分証の携帯、提示を行う。

2. 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - ② 継続研修 年 3 回
 - ③ この規定に定める次項のほかに、運営に関する重要事項は合同会社みはり代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
3. 市町、または国民健康団体連合会から指導・助言を受けた場合においては改善し、その内容を報告する。
4. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低 5 年間は保存するものとする。

（事業継続計画）

第 15 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第 16 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（介護現場におけるハラスメント対策）

第 17 条 指定居宅介護支援事業所は適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

1. ハラスメント行為を発見した場合には、速やかに徳島労働局雇用環境・均等室に報告するとともに、その要因の除去に努める。また、緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察等の協力を仰ぎ被害者の権利と生命の保全を優先する
妊娠・出産に関するハラスメント、セクハラや育児・介護休業法等のご相談
088-652-2718
パワハラのご相談（徳島労働局雇用環境・均等室）
088-652-9142（徳島労働局総合労働相談コーナー）

（附則）

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。